

令和7年度 日本語教室相談・立ち上げアドバイザーの派遣に関する要項

1 趣旨・目的

県内に暮らす外国人の増加が続く中、外国人が県内のどこに暮らしていても日本語を学ぶことができる環境づくりを進める必要がある。そこで日本語教室相談・立ち上げアドバイザー（地域日本語教育コーディネーター）を派遣し、地域日本語教育の諸課題の解決を図るとともに、外国人の日本語学習を地域の活力につなげ、地域の多文化共生を推進する。

この事業は、埼玉県の実施により埼玉県国際交流協会が実施する。

2 事業内容

- (1) 地域日本語教室の取組み、運営に関する相談に対応するとともに、その事業をサポートする。
- (2) 新規日本語教室の立ち上げに関する相談に対応するとともに、立ち上げに向けた助言等を行う。
- (3) その他、地域日本語教育を進めていくために必要な取組に対して支援する。

3 派遣対象

市町村及び地域の日本語教室団体

ただし、今後日本語教室の立ち上げを予定している個人を含む

4 派遣期間

令和7年5月～令和8年2月

5 派遣日数等

- (1) 市町村及び日本語教室の要望により支援日数は1日から必要日数とする。
※ただし、県の予算の範囲内とする。
- (2) 日本語教室相談・立ち上げアドバイザーの活動は、1時間単位とする。
- (3) 日本語教室相談・立ち上げアドバイザーへの報償費については、埼玉県国際交流協会が支払う。

6 派遣手続き等

- (1) 派遣を希望する場合は、様式1による派遣依頼書を作成し、埼玉県国際交流協会に提出する。
- (2) 提出された派遣依頼書等を審査し、派遣の可否及び派遣日数（時間）等を決定する。